

**令和9年度
安芸市伝統的建造物群保存対策事業
募 集 案 内**



○申請期間：令和8年4月1日（水）～5月10日（日） ※期限厳守

○提出先：安芸市教育委員会生涯学習課文化財係

（安芸市立歴史民俗資料館内 9：00～17：00

Ⓢ月曜日 祝日の場合は開館翌平日に休館 臨時休館有）

〒784-0042 安芸市土居953番地イ

TEL/FAX：0887-34-3706

MAIL：akirekimin@city.aki.lg.jp

歴史と文化の香るまち

安芸市教育委員会

はじめに

安芸城跡を中心とする土居廓中は、江戸時代、土佐藩家老だった五藤氏により形成された城下町で、現在も、武家屋敷が並ぶ町割とともに江戸時代から昭和戦前期にかけての主屋や附属屋が残り、通りに沿って生垣や塀等が連なる武家地特有の歴史的風致を今日に良く伝えています。この歴史的な町並みは早くから注目されており、昭和49年には地元住民による「ふるさと土佐土居廓中保存会」が結成され、これまで住民と行政が一体となった様々な景観保存活動に取り組んできました。

平成24年7月には、この歴史的な町並みと長年に亘る保存活動が高く評価され、国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されており、今後は地区住民の生活環境の向上に取り組みながら、老朽化した建造物等について、物件所有者の同意のもと計画的に保存事業を実施していきます。また、物件所有者の皆様方には建造物等の保存修理・修景等を推進していただき、その経費の一部については、予算の範囲内において補助を行います。なお、補助の対象となる事業は、保存地区内の建造物等で、主として外観を保存・修理し、且つ一定の要件を満たすものが対象となります。

建造物等の所有者の方で、本事業を希望される方は「計画書提出にあたっての留意事項」（2 ページ）により計画書を提出してください。

実施計画書提出にあたっての留意事項

1 実施計画書の提出及びその手順

この「募集案内」に沿って、土居廓中伝統的建造物群保存地区の歴史的町並みを向上させるため、修理・修景事業等を実施する建造物等の所有者又は管理者が、教育委員会へ直接申し込んでください。

- (1) 安芸市伝統的建造物群保存地区補助金の交付を希望する方は、別紙「安芸市伝統的建造物群保存対策事業希望調書」(9ページ)を、教育委員会へ提出してください。(提出期限：5月10日(日))
- (2) 希望調書を提出した方は、教育委員会との協議の後、別紙「安芸市伝統的建造物群保存対策事業実施計画書」(11ページ)と「添付書類一式」(13ページ)を作成して、教育委員会へ提出してください。(提出期限：7月10日(金))
- (3) 教育委員会は、この実施計画書を受理したときは、国に対し事業計画書を提出します。(8月～11月頃)
- (4) 国より協議事項があった場合には、申込者と再度協議し、事業の是非及び内容と内定額を決定します。(12月～1月頃)
- (5) 申込者は、これらの協議を経て決定した事業内容に基づき作成された設計書及び各種図面等を、所定の期間内に教育委員会へ提出してください。(1月末)
- (6) 補助金は、事業完了後にご提出いただく実績報告書をもとに最終の金額を確定し、指定された銀行口座へ振り込みます。

※補助金は交付決定後に契約された事業を対象とします。

※補助金の振込み時期は、原則、補助金申込者が業者に工事費用を支払った後になりますので、ご注意ください。

※業者の選定に際しては、原則、複数社から見積もりを取り、最も安価な業者を選ぶようご注意ください。

※消費税法上の課税事業者が実施する事業の場合、補助事業に係る消費税仕入控除税額相当額は、補助の対象となりません。

2 実施計画書の提出における注意事項

- (1) 実施計画書は助成対象事業の審査資料となりますので、その作成にあたっては、教育委員会との協議内容に沿って作成し、事業採択後、大きな変更を生ずることのないよう、十分ご留意ください。
- (2) 実施計画書は、補助金の交付を受けようとする物件ごとにそれぞれ別葉で作成し提出してください。
- (3) 補助を受けようとする者は、その物件の所有者又は管理者であること。
- (4) 実施計画書に添付する見積書には、設計監理費を計上してください。
- (5) 設計監理者は、高知ヘリテージマネージャー（歴史文化遺産活用推進員）養成講座修了者が望ましいです。

3 実施計画書の提出手続き

(1) 提出書類・提出部数

- ①事業実施計画書 1部
- ②施工箇所位置図 1部
- ③設計図書（見積書・各種図面） 1部

(2) 提出書類の作成方法

- ①実施計画書の提出用紙は、この募集案内の様式（コピー可）を使用してください。
- ②実施計画書の作成にあたっては、ページの記入例を参考に作成してください。
- ③提出した書類については、その記載内容について教育委員会より問い合わせることがありますので、必ず写しを取って保管するようにしてください。

(3) 提出期限

- ①安芸市伝統的建造物群保存対策事業希望調書 : 令和8年5月10日(日)
- ②安芸市伝統的建造物群保存対策事業実施計画書 : 令和8年7月10日(金)

4 修理・修景基準

(1) 伝統的建造物の修理

主としてその外観を維持するため修理すること。また、伝統的様式にそぐわない改造や修理が加えられているものについては、その履歴を調査のうえ、然るべき旧状に復元すること。

(2) 伝統的建造物以外の修景等

伝統的建造物以外の建造物の新築、増築、改築、移転、または修繕、模様替え、もしくは色彩の変更について、伝統的建造物群の特性を維持し、伝統的町並み景観の形成に寄与するものであること。

(3) 環境物件等の復旧等

生垣などの環境物件は、歴史的風致の特性に倣い、現状維持及び保全、復旧すること。

安芸市伝統的建造物群保存地区補助金

補助対象経費及び補助金限度額

事業の種類	補助対象経費		補助率	補助限度額 (万円)
伝統的建造物の修理	建築物 (主屋・長屋 門・土蔵・離 れ等)	外観を保存計画の修理基準に基づき修理するために要する経費 (構造耐力上主要な部分の修理及び補強並びに耐震性等防災性能向上に要する経費を含む)	8/10 以内	800
	工作物 (門・塀等)	保存計画の修理基準に基づき修理するために要する経費	8/10 以内	300
環境物件の復旧	樹木・生垣等	保存計画の修理基準に基づき復旧するために要する経費	8/10 以内	50
伝統的建造物以外の建築物等の修景	建築物 (主屋・長屋 門・土蔵・離 れ等)	新築、増築、改築、移転又は修繕、模様替えもしくは色彩の変更で、外観を保存計画の修景基準に基づき修景するために要する経費	6/10 以内	600
	工作物 (門・塀等)	保存計画の修景基準に基づき修景するために要する経費	6/10 以内	200
環境物件以外の環境要素の修景	樹木・生垣等	保存計画の修景基準に基づき修景するために要する経費	6/10 以内	30
保存団体等の活動事業	保存地区住民等により組織された保存団体の活動及び伝統的建造物等の保存技術の向上等を目的とした団体に係る活動に要する経費		8/10 以内	30

修 理 基 準

※伝統的建造物（建築物・工作物）や環境物件（生垣等）の修理・復旧を行う場合の基準（補助あり）

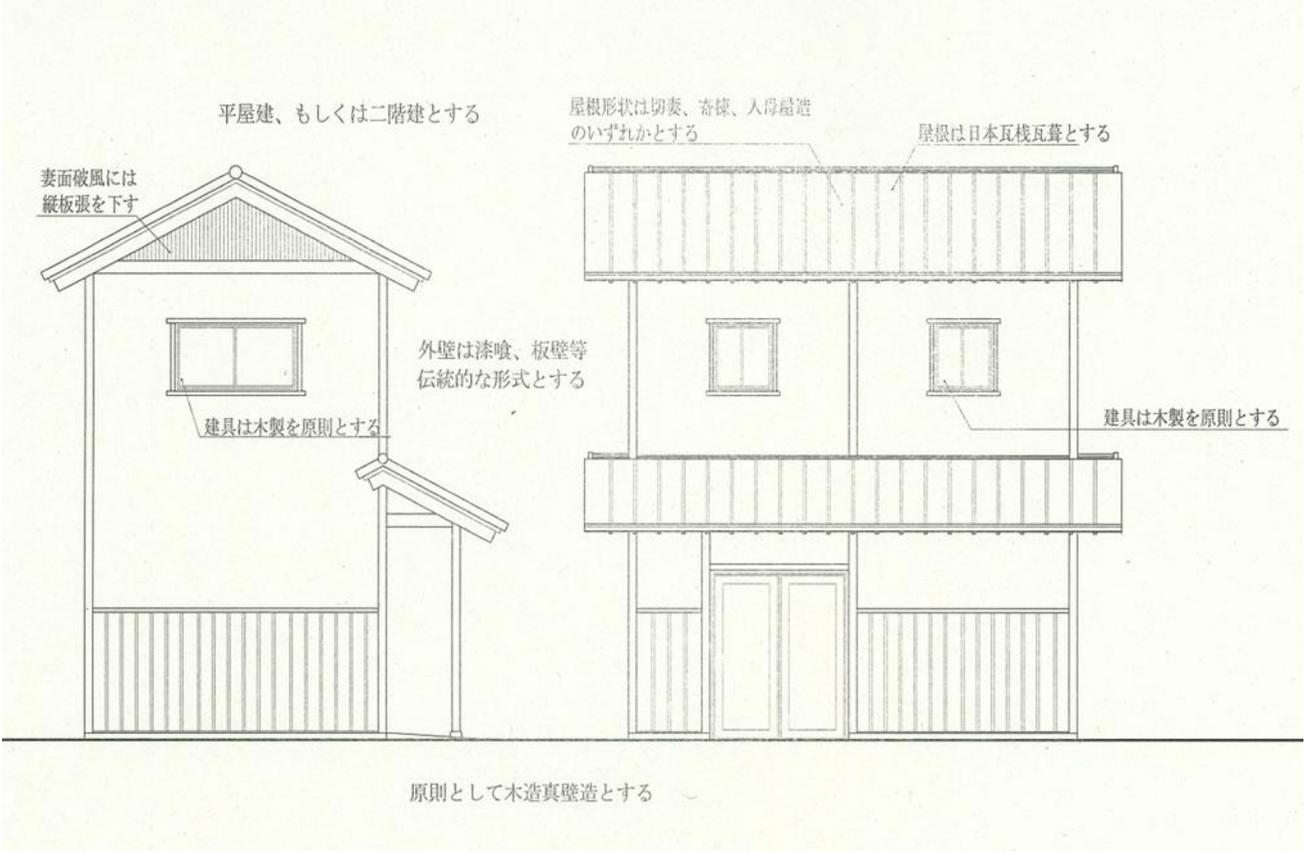
修 理 基 準			
建 築 物	敷 地	敷地高	原則として、履歴を調査のうえ、現状維持又は然るべき旧状に復する。
		位 置	
	規 模	階 数	
		軒 高	
	形 状	構 造	
		屋 根	
	意 匠	表構え	
		外壁及び軒裏	
色 彩			
住宅設備機器等		原則として、公道等から見える位置には設置しない。やむを得ず設置する場合は、植栽や目隠し等の囲いを設けて歴史的風致を損なわない措置を施す。	
工 作 物	門	原則として、履歴を調査のうえ、現状維持又は然るべき旧状に復する。	
	塀		
	石 垣		
	井 戸		
	その他		
環 境 物 件	樹 木	歴史的風致の特性に倣い、現状維持及び保全、復旧する。	
	生 垣		
	その他		

修 景 基 準

※伝統的建造物以外の建造物等の新築・増改築等を行う場合の基準（補助あり）

修 景 基 準					
基本的な考え		土居廓中の伝統的建造物群の特性を維持したもので、伝統的町並み景観の形成に寄与するものであること。			
建 築 物	種 別		主 屋	附属屋（長屋門、土蔵、離れ等）	
	敷 地	敷地高	周囲の伝統的建造物の敷地高さと合わせること。		
		位 置	履歴を調査のうえ、周囲の伝統的建造物と調和した位置とする。 また主屋の壁面線は公道から後退させる。		
	規 模	階 数	平屋建もしくは2階建とする。		
		軒 高	周囲の伝統的建造物と調和したものとする。		
	形 状	構 造		原則として木造真壁造とする。（土蔵は大壁造とする）	
		屋 根	形 状	切妻造、入母屋造、寄棟造のいずれかとする。	切妻造とする。
			勾 配	周囲の伝統的建造物に合わせる。	
			材 料	日本瓦（灰色）棧瓦葺とする。	
	意 匠	表 構 え	基 礎	周囲の伝統的建造物に合わせる。	
			庇	庇を設ける場合、周囲の伝統的建造物との調和を図る。	
			建 具	原則として、木製とし、位置及び形態は伝統的な形式に倣ったものとする。	
		外 壁	外壁は漆喰、板壁等の伝統的な形式、仕上げ、意匠とする。		
		色 彩	周囲の伝統的建造物の特性を維持したものとし、歴史的風致との調和を図る。		
住宅設備機器等		原則として、公道等から見える位置に設置しない。やむを得ず設置する場合は、植栽や目隠し等の囲いを設けて歴史的風致を損なわない措置を施す。			
工 作 物	門		位置や高さは周囲の伝統的建造物と調和したものとする。		
	塀		構造、形式、外部意匠は伝統的建造物に準ずる。材料は伝統的材料を用いる。		
	石 垣		木部の色彩は古色仕上げ、生地仕上げその他これらに類する仕上げとする。		
環 境 要 素	生 垣		位置や高さは周囲の環境物件と調和したものとする。 生垣はドヨウダケ、ウバメ等、その他これらに類し、土居廓中の特性を維持したものとする。		
	駐車場・車庫		駐車場を設ける場合は、原則として塀や垣等を設けるなどして、歴史的風致と調和したものとする。また、車庫の場合は、附属屋の修景基準に従うものとする。		

修景基準の例図（一例）



(記入例)

令和9年度安芸市伝統的建造物群保存対策事業希望調書

- 1 建物の所在地 **安芸市土居〇〇〇** [保存計画番号 **A021**]
- 2 所有者住所 **安芸市土居▽▽▽**
- 3 所有者氏名 **安芸 太郎**
- 4 所有者連絡先 自宅 **34-□□□□** / 携帯 **090-〇〇〇〇-△△△△**
- 5 希望する理由

修理・修景を行う理由（危険度や必要性）を簡潔に記入してください。

昭和初期に建てられた主屋は、築後90年余りが経過して老朽化が進んでおり、これまでも雨漏りなどの被害に応急的な修繕をおこなってきた。

現在も数カ所で雨漏りが見られるため、抜本的な改修を早急に行う必要がある。

- 6 修理・修景の内容

修理・修景の内容（施工箇所等）を簡潔に記入してください。

主屋の屋根瓦を全面葺き替えるとともに、垂木、母屋などの小屋組の修復、補強を行う。

- 7 工事期間 着手予定/令和9年7月1日～完了予定/令和10年1月31日

※令和8年5月10日（日）までに、安芸市立歴史民俗資料館へ提出してください。

(様式)

令和9年度安芸市伝統的建造物群保存対策事業実施計画書

- 1 事業施工場所
- 2 物件の種類 建築物・工作物・その他 [保存計画番号]
- 3 事業の種別 新築・増築・改築・その他
- 4 事業施工者
- 5 事業の内容

建築物	構造	階数			屋根の形状		
		地上	階				
		地下	階				
	用途					屋根	
	項目	施工部分	既存部分	合計	仕上材	外壁	
	敷地面積	m ²	m ²	m ²		その他	
	建築面積	m ²	m ²	m ²		屋根	
工作物等	(構造)	(種類)			仕上材		
		造			色彩		
	規模	高さ	延長	幅	面積	その他	
		m	m	m	m ²		
修理・修景を行う理由(危険度や必要性)を簡潔に記入してください。							

6 工事期間 着手/令和 年 月 日～完了/令和 年 月 日

7 その他 添付資料のとおり

※令和8年7月10日(金)までに、安芸市立歴史民俗資料館へ提出してください。

(記入例)

令和9年度安芸市伝統的建造物群保存対策事業実施計画書

- 1 事業施工場所 **安芸市土居〇〇〇**
- 2 物件の種類 **建築物**、工作物・その他 [保存計画番号 **A021**]
- 3 事業の種別 新築・増築・**改築**・その他
- 4 事業施工者 **安芸 太郎**
- 5 事業の内容

建築物	構造	階数			屋根の形状			
	木造平屋造	地上	1階	地下	切妻造り日本瓦葺き			
	用途	主屋				仕上材	屋根	日本瓦葺き
	項目	施工部分	既存部分	合計	外壁			
	敷地面積	m ²	m ²	m ²		その他		
	建築面積	100 m ²	m ²	100 m ²	色彩	屋根		
	延べ面積	m ²	m ²	m ²		外壁		
高さ	m	m	m	その他				
工作物等	(構造)	(種類)			仕上材			
	造				色彩			
	規模	高さ	延長	幅	面積	その他		
		m	m	m	m ²			
修理・修景を行う理由(危険度や必要性)を簡潔に記入してください。 経年劣化により主屋に雨漏りが生じているため、屋根瓦を全面葺き替えるとともに、垂木、母屋などの小屋組の修復、補強を行う。								

6 工事期間 着手/令和9年7月1日～完了/令和10年1月31日

7 その他 添付資料のとおり

※令和8年7月10日(金)までに、安芸市立歴史民俗資料館へ提出してください。

添付書類一覧

図面の種類	縮尺	部数	備考
1 配置図	1/100	1	A4 サイズ
2 各階平面図	1/100	1	A4 サイズ
3 立面図	1/100	1	A4 サイズ
4 矩計図	1/30	1	A4 サイズ
5 外構平面図	1/100	1	A4 サイズ
6 現況カラー写真		1	
7 工事設計書		1	

※図面の縮尺は、原則として上記の縮尺としてください。

※複数年にわたって事業を行う場合は、全体の計画案も添付してください。

令和9年度安芸市伝統的建造物群保存対策事業

補助金決定～交付までのスケジュール

時 期	申込者	市教育委員会
令和8年 4月～	令和9年度修理・修景事業募集開始	広報等による募集
令和8年 5月10日(日)	「令和9年度安芸市伝統的建造物群 保存対策事業希望調書」(P9)の提出締切	
令和8年 5月～6月末	市教育委員会及び有識者による現地確認、 聴き取り	
令和8年 6月末	申込者と市教育委員会で協議後、候補物件 の優先順位付け	
令和8年 7月10日(金)	「令和9年度安芸市伝統的建造物群保存対 策事業実施計画書」(P11)、「添付書類一 式」(P13)の提出締切	
令和8年 8月～11月頃		国・県に対し事業計画書を 提出
令和9年 1月上旬頃		国(文化庁)ヒアリング
令和9年 1月上～中旬	国(文化庁)ヒアリング後、指示事項 を市教育委員会・申込者で再度協議	
令和9年 1月末	申込者は再協議によって決定された事項に基 づき、必要書類を市教育委員会へ提出	設計書及び各種函面等
令和9年 4月初旬	補助金交付申請書を提出(申込者→市)	
令和9年 4～5月	補助金の交付決定(市→申込者)	補助金は交付決定後に契 約された事業を対象とす る
令和9年 交付決定後	補助事業の着手	令和10年1月末までの 事業完了が望ましい
令和9年度 事業終了後	実績報告にもとづき補助金額を確定後、 補助金を交付(市→申込者)	申込者の銀行口座へ振込